平成２１年（フ）第２５３号
千葉県佐倉市春路１丁目８番地４
債務者　海宝　典子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２６０号
千葉県佐倉市岩富1813番地
債務者　石渡　英巳
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第２８３号
千葉県成田市前林541番地３
債務者　根本　光男
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４００号
神奈川県厚木市妻田東１丁目10番33―202号
債務者　武尾　　廣
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５１４号
神奈川県小田原市南鴨宮２丁目６番１号
コーポつねはる203
債務者　鈴木　麻衣（旧姓橋詰）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５２２号
神奈川県小田原市早川３丁目６番地の４
債務者　遠藤　智之
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５２３号
神奈川県愛甲郡愛川町三増1951番地
債務者　渡邊由美子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３７６号
新潟市西区鳥原2443番地３
債務者　野中　篤彦
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７７号
新潟市中央区鳥屋野417番地34　ダイアパレスパークコート新潟607号
債務者　小熊　春江
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７９号
新潟市東区桃山町１丁目104番地60
債務者　新保　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９５号
新潟市東区新石山３丁目12番地１　せんのき407号
債務者　本望　優子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４００号
新潟市北区つくし野１丁目15番５号、前住所新潟県上越市春日山町３丁目25番５号　メゾン藤原Ｆ号
債務者　田代　芳秀
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７４６号
名古屋市中区大井町３番24号　リエス東別院803号
債務者　池下　沙織
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８８４号
名古屋市中川区二女子町２丁目31番地の１
カナル中川101号
債務者　大石　　睦
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８８５号
名古屋市中川区二女子町２丁目31番地の１
カナル中川101号
債務者　大石　由美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９６９号
名古屋市熱田区千年２丁目17番34号　ニューコーポ第２千年107号
債務者　川畑　尚司
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３２号
岡山県倉敷市徳芳419番地７
債務者　鈴木　勝美
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
岡山県倉敷市徳芳419番地７
債務者　鈴木　淑子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係